

瀬戸内市 新型コロナウイルス感染症対策 事業継続応援補助金

国の補助金を活用して、販路開拓や売上拡大等に取り組む瀬戸内市内の事業者に対し、事業継続を応援し、補助金を交付します。

【対象者】

次の(1)(2)の要件を満たしている事業者

(1)下記の①から③までのいずれかの補助金の交付を受けた事業者

- ①令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金(経済産業省)
- ②令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金(経済産業省)
- ③令和2年度経営継続補助金(農林水産省)

(2)瀬戸内市内に主たる事業所があること

- ※ 一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
- ※ 「主たる事業所」とは、法人の場合は本店、個人の場合は事業実態のある事業所をいう。

【交付額】

国の補助金額の 10 % (最大 10 万円)

※ただし、国の補助金額のうち定額補助分を除く

【申請期間】

令和2年8月3日から令和4年2月28日まで

- ※ ただし、申請期限については、国補助金の確定通知日から起算して30日後の日と令和4年2月28日のいずれか早い日を期限とする。

【申請方法】

次の①から⑥までの書類を揃えて、下記の申請窓口へ郵送してください。

- ① 交付申請書
- ② 国補助金の実績報告書の写し
- ③ 国補助金の確定通知書の写し
- ④ 市税の完納証明書(市役所税務課で取得してください)
- ⑤ 誓約書
- ⑥ 申請者名義の口座通帳の写し

【 補助金の交付 】

補助金の交付申請後、審査を経て、市の補助金確定通知書を郵送します。市の補助金確定通知書の写しと補助金交付請求書を下記申請窓口へ**郵送**してください。

※ 交付申請書等の様式は市ホームページからダウンロードできます。

※ 申請書の持参も可としますが、窓口での混雑を避けるため、郵送での申請にご協力ください。

※ 交付申請書等は、本庁舎、各支所、出張所、瀬戸内市商工会でも配布しています。

【 申請窓口 】

〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300番地1
瀬戸内市役所 産業建設部 産業振興課

◎対象となる国の補助金の詳細について、下記をご参照ください。

- ① 令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金
全国商工会連合会(小規模事業者持続化補助金 HP)
http://shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/



- ② 令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金
全国商工会連合会(小規模事業者持続化補助金 HP)
http://shokokai.or.jp/jizokuka_t/



- ③ 令和2年度経営継続補助金
全国農業会議所(経営継続補助金事務局 HP)
<http://keieikeizokuhokin.info/>



お問合せ先

瀬戸内市役所 産業振興課

☎ 0869-22-1284

瀬戸内市・瀬戸内市商工会共同

『小規模企業者・中小企業者向け経営相談窓口』

☎ 0869-24-7112